

学校法人日本医療大学役員報酬規程

(平成13年8月24日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人日本医療大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第49条第1項に規定する役員及び評議員の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 役員とは、寄附行為第6条第1項に規定する理事及び監事で、当法人の就業規則に定める勤務日に勤務する者のほか、その勤務日に当法人で勤務しない場合でも職務権限を持って当法人の業務運営を行う者をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員報酬は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事並びに監事に対して支給することとし、他の役員及び評議員には支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1（理事年俸表）及び別表2（監事年俸表）によるものとし、その号俸は、年度の予算を決定する理事会において、職責、就任年数、業績等を考慮の上、予算の範囲内で定める。

(会計監査人の報酬)

第4条 前条の規定にかかわらず、会計監査人に対する報酬等は、寄附行為第49条第2項の規定により、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員報酬の支給)

第5条 役員の報酬は、年俸を月割により支給する。

2 月の途中で役員に就任又は役員を退任したときは、就任又は退任の日を起算とした当該月の日数による日割計算とする。

3 報酬の支給日は、学校法人日本医療大学給与規程に準じて取り扱う。

(控 除)

第6条 報酬から控除されるものは、所得税、住民税、社会保険料及びその他とする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

別表 1（理事年俸表）

号俸	理事長年俸	副理事長年俸	専務理事年俸	常務理事年俸
1	2,000,000円	1,500,000円	1,200,000円	1,000,000円
2	3,000,000円	2,000,000円	1,500,000円	1,200,000円

別表 2（監事年俸表）

号俸	監事年俸
1	1,000,000円
2	1,200,000円